２００５年９月２日

〒344-8577　埼玉県春日部市中央6-2
　春日部市役所　広報公聴課気付
　　春日部市長　　三枝　安茂　様
　　春日部保健所　保健予防推進担当　御中

〒●●●－●●●●
東京都足立区●●●●●●●●●●●
半沢一宣

件名：東武鉄道の特急「スペーシア」の春日部駅乗降口における
迷惑受動喫煙の問題について、東武鉄道から回答があったことの御報告

冠省　先月上旬に私が、３月に当地で発生した踏切事故について東武鉄道に再度質問状を送付した際、標記の件についていまだ回答がない旨の催促を書き加えておいたところ、先月末に東武鉄道から届いた回答書で、ようやく標記の件についての見解が示されましたので、その写しをお送りいたします。なお、この回答書が送られてきた封筒には、発信か所名が「営業部ＣＳサービス課」（電話０３－３６２１－５２０６）とあるだけで、回答書と封筒のいずれにも、回答責任者の署名や職印押捺がなく、毎度のことながら回答内容に係る責任の所在が明らかにされていません。

回答書を御覧いただければおわかりのように、東武鉄道は「スペーシア」の件について「前回…議論する性格のものではないと考え回答を控えさせていただきました」が「平成１５年１１月１５日付ほかでいただいたご質問への回答と同様でございますのでご理解いただきたいと存じます」としています。ここで東武鉄道が言っている「平成１５年１１月１５日付ほかでいただいたご質問」とは、当時の東武動物公園駅における特急「りょうもう号」乗降口の問題について、私が東武鉄道に送付した質問状のことです。つまりこの回答は、東武鉄道が春日部駅での「スペーシア」乗降口について当時の「りょうもう号」のそれと同じ問題が現に生じている事実を認めたうえで、それが健康増進法第２５条に違反する違法行為であっても、あえてそれを是認せよと主張していることを意味しています。

このような、自らの違法行為に理解（＝容認）せよという東武鉄道の姿勢については、私はコンプライアンス（法令順守）精神が欠落した反社会的企業のそれとして、厳しく非難したいと思います。同時に私は、東武鉄道がこの問題についての改善策を講じる意思がないことを明らかにした以上、貴市市民が「スペーシア」を利用する際にこれ以上受動喫煙による健康被害を強要されてしまうのを未然に防ぐため、市の広報紙やホームページなどでこれまでの事実経過を明らかにし、市民に「スペーシア」のボイコット若しくは注意を呼びかけるなどの対応策を講じることを、お勧めしたいと思います。

ところで、私は７月１日付け貴保健所あて要請書で、貴保健所からこの問題を是正するよう東武鉄道に促すことを提案させていただきましたが、この件のその後について知りたく考えております。貴保健所から東武鉄道に対してどのような指導・勧告等が行われたのか、またそれに対する東武鉄道の回答がどのようなものであったのかについて、折り返し御教示いただけませんでしょうか。貴保健所と東武鉄道との交渉経過の概要と、差し支えなければ関係する文書類の写しもお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、後日貴市の広報紙等に本件「スペーシア」問題についての記事が掲載されることがございましたら、掲載紙１部を上記半沢自宅あてお送りいただければ幸いです。

御多忙のおり誠に恐縮ですが、どうかよろしくお願い申し上げます。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。　　草々